

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
根拠条項：第12条第3項
処分の概要：防犯登録を行う者の指定
原権者（委任先）：北海道公安委員会
法令の定め： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審査基準： 審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるため、定めていない。
標準処理期間： 30日以内
申請先： 北海道警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策係
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策係（電話011-251-0110）
備考：